

山口県採石法施行事務処理要領

第1章 総 則

(目的)

第1条 この要領は、採石法（昭和25年法律第291号。以下「法」という。）、採石法施行令（昭和46年政令第279号。以下「政令」という。）、採石法施行規則（昭和26年通商産業省令第6号。以下「省令」という。）及び山口県採石法施行要綱（以下「要綱」という。）に規定する事務処理等に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 採石業者の登録等

(採石業者登録申請書)

第2条 要綱第4条第1項に基づく採石業者登録申請書の記載は、次の各号に定めるところによる。

(1) 事務所の名称は、申請者名と同一名称又は日常の商取引で使用している商号等を使用すること。

なお、事務所が複数存在する場合は、事務所の名称を明確に区分すること。

当該事務所が申請者の支社、支店、営業所又は工場等の称号を保有する場合は、必ずこれによること。

(2) 「事務所に置く業務管理者」は、原則として一事務所について1名以上とする。

(注)ア 採石業者（法人にあっては、その業務を行う役員）は、自ら業務管理者となることを妨げない。

イ 業務管理者は、申請者本人又は申請者の役員若しくは従業員であって、岩石採取場（以下「採取場」という。）について、法第32条の12（業務管理者の業務等）の規定に基づく義務の履行に専念できうる者でなければならない。

(3) 「業務を行う役員」とは、株式会社の取締役、合名会社及び合資会社の業務執行社員、公益法人の理事、組合の理事等をいい、業務の監査に当たる者（株式会社の監査役、組合における監事等）は含まない。

(登録後法人化した場合の取扱)

第3条 個人（自然人）で採石業者の登録を受けた後に、当該採石業を法人（株式会社、有限会社等）として事業の全部を譲り受けて行うこととなった場合には、当該法人は、採石業者の地位を承継する。

この場合において、法第33条の採取計画の認可を受けているときは、その地位も承継する。

(登録事項変更届書)

第4条 要綱第7条第1項に規定する登録事項変更届書（要綱様式第11号）の記載は、次の各号に定めるところによる。

(1) 「変更事項の内容」は、法第32条の2第1項各号に掲げる事項のうち、変更のあった事項名ごとに「従前の内容」と「変更後の内容」とにそれぞれ分けて記載す

ること。

(2) 「変更の年月日」は、当該変更の生じた年月日を記載すること。

(採石業承継届書)

第5条 要綱第6条第3項第3号に規定する「全部の譲渡があったことを証する書面」とは、採石権原に係る同意書等をいう。

第3章 採取計画の認可

(保証書)

第6条 要綱第11条第3項第5号に規定する「岩石の採取に伴う採取跡地の整備（以下「跡地整備」という。）についての保証書」は、次の第1号から第4号に掲げる者が申請者と連帯して跡地整備の実施を保証する旨を知事に約した書面（別記第1号の1もしくは2様式以下「保証書」という。）とする。

(1) 採取場全体面積が50,000㎡未満の場合。

ア 当該認可の日前3年以上継続して県内で建設業を営んだ実績を有する建設業法で規定する一般建設業の許可を受けている者（以下この項においては「一般建設業者」という。）2名の者

イ 当該認可申請の日に現に認可を受けている採石業者で、かつ、過去の採取実績から適当と認められる者（以下この項においては「一般採石業者」という。）2名の者

ウ 上記①及び②の者で各々1名あて計2名の者

(2) 採取場全体面積が50,000㎡以上100,000㎡未満の場合。

ア 建設業法で規定する特定建設業の許可を受けている者（以下この項においては「特定建設業者」という。）1名及び一般建設業者1名の者

イ 建設業法で規定する特定の財務内容を満たす、現に認可を受けている採石業者（以下この項においては「特定採石業者」という。）1名及び一般採石業者1名の者

ウ 特定建設業者1名及び一般採石業者1名の者

エ 特定採石業者1名及び一般建設業者1名の者

(3) 採取場全体面積が100,000㎡以上の場合。

ア 特定建設業者2名の者

イ 特定採石業者2名の者

ウ 上記①及び②の者で各々1名あて計2名の者

(注) (ア) 建設業者とは、建設業法第3条に規定する土木工事業又はとび・土工工事業に係る者とする。

(イ) 特定建設業者及び特定採石業者は、原則として2つまでの採石場について保証することができる。

(ウ) 採石業者同士の相互保証は1社のみ。ただし、イの基準を満たす者は原則として2社まで保証することができる。

(エ) 認可申請の対象が風化岩石の採取計画である場合は、「特定採石業者」として満たすべき財務内容の基準を次のとおりとする。

a 資本金の額が700万円以上で、かつ、自己資本の額が1,500万円以上であること。

b 欠損の額が資本金の額の20%を超えていないこと。

c 流動比率が75%以上であること。

(4) 公益社団法人山口県採石協会

2 次の各号の一に該当する採取計画については、前項の規定を適用しない。

(1) 法第42条の2の規定により、国又は地方公共団体が知事との協議の成立により認可があったものとみなされる採取計画

(2) 地方住宅供給公社、日本道路公団等の公社、公団が認可を受けて実施する採取計画

(3) 採石業者が国及び地方公共団体からの委託又は請負により実施する採取計画

(4) 租税特別措置法に基づく採石災害防止準備金を積み立てている採取計画

(5) 採取場全体及びその周囲が採石業者の所有地であって、採取場における岩石採取を廃止した場合、他人に危害を及ぼし、公共の用に供する施設を損傷し、又は他の産業の利益を損ずる可能性が地形的に認められない採取計画

3 前項の規定に基づき保証書の添付を省略しようとする申請者について、前項第3号及び第4号に該当する場合にあっては、それを証明する書類、第5号に該当する場合にあっては、採取予定地状況申告書（別記1号の3様式）を当該申請に係る岩石採取の着手予定日の3箇月前までに知事に提出するものとする。

(保証人の責務)

第7条 前条の規定に基づく保証人は、申請者が採取場を廃止しようとする場合又は申請者の死亡、倒産等により採石業の継続が困難となった場合において、当該跡地整備が必要であるにもかかわらず、申請者が当該跡地整備を実施しない場合、申請者に協力し、又は申請者に代わって当該跡地整備を履行する義務を負うものとする。

また、保証の期間は、当該申請に係る岩石採取計画の認可を受けた岩石採取の期間とする。ただし、当該岩石の採取を廃止したときは、山口県知事が当該跡地整備が完了したと認めた日の翌日から起算して2年を経過する日までとする。

(保証人の変更等)

第8条 第7条第1項に規定する保証人が死亡又は倒産等により、前条の規定による保証人の義務を履行できなくなったとき、又は履行できなくなる恐れが生じたときは、申請者又は保証人は速やかに知事に報告しなければならない。

2 前項の場合においては、申請者は速やかに当該保証人を変更し、第7条第1項の規定に基づき新たな保証人を選定し、当該保証人に係る保証書を提出しなければならない。

(事前協議)

第9条 要綱第11条第2項に規定する知事への事前協議は、当該申請に係る岩石採取の着手予定日の2箇月前までに申請書及び添付図書等の整備を行った上で、岩石採取計画事前協議書（別記第2号様式）により行うものとする。ただし、岩石採取計画の採取期間を定める要領（以下「採取期間要領」という。）第3条第1項第5号の規定による採取期間の特例措置（以下「採取期間の特例措置」という。）を受けようとする申請者は、岩石採取予定日の3箇月前までに事前協議を行うものとする。

2 知事は、前項の事前協議書を受理したときは、申請者の来庁を求め、計画の概要等を聴取の上、当該岩石採取計画の内容を審査し、必要と認めるときは、申請者に対し、法、政令、省令、要綱及びこの要領の規定に適合するよう岩石採取計画認可申請書補正指示書（別記第3号様式）により指示するものとする。

3 申請者は、前項の指示を受けたときは、速やかに所要の措置を講じた上で、改めて

事前協議を行い、前項の審査を受けるものとする。

- 4 知事は、第2項の審査により、当該採取計画が法、政令、省令、要綱及びこの要領に適合すると認めるときは、当該申請書は受理するものとする。

(採取計画認可申請書)

第10条 要綱第11条第1項に規定する岩石採取計画認可申請書(要綱様式第16号)の記載は、次の各号に定めるところによる。

(1) 「1 岩石採取場の区域」

ア 採取場に係るすべての区域(以下「全体区域」という。)を土地の登記事項証明書により市町、大字、小字、地番まで記載するものとし、区域が2筆以上にわたる場合は、代表地番のみ記入し、筆数に応じて「外○筆」と記載すること。

イ 全体区域は、災害防止施設(沈砂池等)、採石プラント、たい積場(製品、廃土又は廃石)、現場事務所及び作業場等、岩石の採取に付随する主要な施設が採掘箇所(切羽)に近接している等の場合及び搬出道路(私道)、栈橋等の施設が採取場専用のものである場合には、これらの施設の設置場所も含めるものとする。

ウ 「実測面積」は、全体区域、採取区域、保全区域(採掘箇所が他人の土地に隣接する場合に隣地を崩壊しないよう、隣地との境界から一定の幅の表土を除去しない区域。原則として5m以上とする。)及びその他の区域ごとに求積して記載すること。

エ 「採取区域」は、本項第3号に記載する「採取の期間」中に採取可能な区域とすること。

(2) 「2 採取をする岩石の種類及び数量」

法第2条に規定する岩石名を記載(通称名〔御影石、真砂土等〕がある場合には()内にその名称を併記すること。)し、採取量(重量)を記載すること。

なお、「採取量」には、採取場の区域内において埋め戻し、盛土等に使用する量は、含まないものとする。

(3) 「3 採取の期間」

ア 採取期間要領に基づき、記載すること。ただし、採取期間の特例措置を受けようとする申請者にあつては、前条に規定する事前協議において、採取期間要領に基づき決定された期間を記載すること。

イ 「当該地域における終掘予定年月」には、当該申請に係る採取期間にかかわらず、申請者の採取権原、岩石の賦存量、需要等からみて申請区域と一体となる地域における終掘予定年月を記載すること。(林地開発許可申請を行う場合にあっては、この完了予定時期と同一の年月とすること。)

(4) 「4 岩石の採取の方法及び岩石の採取のための設備その他の施設に関する事項」

ア 岩石の採掘

(ア) 採掘方法

採掘方法(露天掘り、坑内掘り、また、露天掘りについては、グローリーホール採掘、傾斜面採掘、ベンチカット採掘)を選定し、○で囲み、採取途上に係る状況を採石技術指導基準書(平成15年版。以下「技術基準」という。)に従い、事項欄に記入する。

(注) 採掘の方法は、作業能率、災害の防止及び終掘後の残壁の保持等の面から最も合理的な採取方法である階段採掘によることを原則とし、坑内採掘による場合は、事前協議において知事の承諾を得ること。

a 露天採掘

(a) 階段採掘

- ・ 砕石用原石の採掘を目的とする採取場については、階段の高さは原則として15m以下、階段の幅は W_1 以上($W_1 = S + R$ 、ただし、 S は起砕岩石の広がり幅、 R は使用機械が安全に作業できる幅)を維持するものとし、掘さく面の傾斜は75度以下とし、岩質に応じて安全を保持し得る傾斜とすること。

ただし、ベンチ幅が十分に取れない場合で、オープンシュート方式による採掘を行う場合には、履带式機械を用いる場合に限り、ベンチ幅は、 W_2 以上($W_2 = R'$ 、ただし、 R' は使用する履带式機械が安全に作業できる幅)とすることができるが、可能な限り W_2 を広くとるとともに、その際には視界を十分に確保すること。

- ・ 石材用原石(切石、間知石等)の採掘を目的とする採取場については、階段の高さは原則として20m以下、1回の切断の高さは5m以下、階段の幅は W_3 m以上($W_3 = R$ 、ただし、 R は使用機械が安全に作業できる幅)を維持するものとし、採掘箇所の崩壊を防止し得るよう採掘面は安全を保持し得る傾斜及び適正な高さとする。
- ・ 風化岩石(真砂等)の採掘を目的とする採取場については、階段の高さ及び階段の幅は、掘削に使用する機械の標準的能力を考慮し、掘削面の崩壊が生ぜず安全な作業ができるものでなければならない。

一般的に、高さは5m以下、階段幅は W_1 m以上($W_1 = S + R$ 、ただし、 S は起砕岩石の広がり、 R は使用機械が安全に作業できる幅)を維持するものとし、掘削面の傾斜は原則として45度以下とする。また、掘削箇所の総垂直高さは50m以下とすること。(別表第1参照)

(b) その他

具体的な採取方法を技術基準に従い()内に記入し、採取途上の状況を事項欄に記載すること。

なお、掘り下がり採掘(地盤面以下の方角への採掘)の有無並びに場内埋め戻し(掘り下がり採掘跡地及び凹地等への埋め戻し)及び盛土(土場、登坂道路等への盛土)の有無を記載すること。

b 坑内採掘

天盤厚さは有効厚さ50m以上とし、採掘幅等は技術基準に従い記載すること。

(イ) 採掘手段

手掘り、機械掘りの別を記載し、機械掘りの場合は使用する削岩機、削孔機、岩石切断機、パワーショベル、ブルドーザー類その他の主要掘採機械及び空気圧縮機、給水機、その他の附属機械等の名称、型式、能力(日、時間当たりの作業量、馬力、バケット容量、せん孔径、せん孔長等)及び台数を記載すること。

また、小割使用の有無も記載すること。

(ウ) 火薬類の使用

火薬類の使用の有無を記載し、火薬類の使用の場合はその種別(爆薬、火薬、電気雷管、工業雷管、導火線、その他)及び年間使用予定量を記載すること。

イ 岩石の破碎選別

手選、機械破碎選別の別を記載し、機械破碎選別の場合は、破碎選別に使用する機械の名称、型式、原動機の出力、処理能力(破碎量、選別量等)及び台数につい

て記載すること。

(注) 選別機械とは、原則として原動機つきのものをいう。

破碎、選別、洗浄の工程についてのフローチャートを添付し、簡潔に説明を加えること。

ウ 岩石の洗浄

岩石の洗浄の有無を記載し、洗浄を行う場合は、洗浄に使用する機械の名称、型式について記載し、取水方法（ポンプ・アップ、導水路、循環の別）及び取水箇所（河川水、地下水、沈殿槽（池）の別）を記載するとともに、1日当たりの平均使用水量を記載すること。

なお、地下水を用水とする場合は、付近の井戸水等が枯渇することも予測されるので、これを防止するため、可能な限り循環使用すること。

(注) 洗浄機とは、製品又は原石を洗浄する目的で設置された散水設備以上のものをいう。

破碎、選別、洗浄の工程についてのフローチャートを添付し、簡潔に説明を加えること。

エ 岩石の運搬

(ア) 場内・破碎プラントまで

採取場内における原石、製品及び廃土又は廃石の運搬に使用する機械の名称、積載能力並びに台数を記載すること。

また、場内における運搬経路を「実測平面図」に記載すること。

(イ) 場外搬出

採取場外に原石、製品及び廃土又は廃石等を搬出するために使用する機械の名称、積載能力並びに台数を記載すること。

また、運搬に伴う騒音・振動等の防止対策及び道路等の汚染等の防止措置を記載すること。

(5) 「5 岩石の採取に伴う災害防止のための方法及び施設に関する事項」

ア 岩石の採掘

(ア) 崩壊、亀裂又は陥没の見込、転落石発生のおそれ、土砂の流出のおそれの有無を記載し、有の場合は、防止措置の状況を具体的に記載（起砕岩石・表土等が隣地に崩壊する恐れのある箇所には、網、土えん堤・石垣・コンクリートよう壁・その他必要に応じて転落石防止施設を設けること等）するとともに、実測平面図、実測縦・横断面図及び防災施設設計書等に位置、規模及び構造等を明示すること。

(イ) 露天採掘にあつては、表土（風化物を含む。）除去の状況を具体的に記載することとし、表土除去の範囲を実測平面図及び実測縦・横断面図に図示するとともに、表土除去の方法について記載すること。

(ウ) 表土の除去は、岩石の採取に先行して行い、その範囲は、採取途中にあつては採掘箇所から10m以上（水平距離）とすること。また、採取箇所が他人の土地に隣接する場合は隣地を崩壊しないよう隣地との境界から一定の幅の表土を除去しない区域（保全区域）を設けること。

(エ) 保全区域の幅は、原則として表土を除去した法肩から5m以上とし、地形・表土の厚さ及び土質・湧水の有無を考慮し、隣地の崩壊を防止し得るものとする。ただし、最終採掘レベルが隣地と同一レベルとなる場合で隣地の崩壊のおそれがなく、跡地の有効利用促進の面から保全区域を設けず平坦化することが適切な場合は、保全区域を設けないことができる。

- (オ) 保全区域に接する表土を除去した後の法面は、40度以下の安全な勾配とし、表土の崩壊が進行しないよう必要に応じて土羽打ち・植栽・しがら・その他の保護工・土留工を施すこと。（別表第1参照）
- (カ) 採取場における部外者を含む人身事故（労災事故を除く。）防止方法について、実測平面図、実測縦・横断面図、防災施設設計書等に位置、規模及び構造等を明記すること。
- イ 発破
 - 発破による災害防止のための措置の状況を記載すること。
 - なお、立入禁止の措置（立札及び立入防止柵等）等は必ず講ずることとし、これを記載すること。
- ウ 岩石の破碎選別
 - (ア) 粉じん
 - 大気汚染防止法施行令等に定める粉じん発生施設の有無及び施設の名称、数を記載すること。また、粉じん災害防止のための施設及び措置の状況を記載すること。
 - (イ) 騒音
 - 騒音規制法に基づく指定地域の該当の有無を記載すること。
 - また、騒音規制法施行令等に定める特定施設の有無及び施設の名称、数を記載し、振動災害防止のための施設及び措置の状況を記載すること。
 - (ウ) 振動
 - 振動規制法に基づく指定地域の該当の有無を記載すること。
 - また、振動規制法施行令等に定める特定施設の有無及び施設の名称、数を記載し、振動災害防止のための施設及び措置の状況を記載すること。
- エ 岩石の洗浄等による汚濁水の処理
 - (ア) 当該採取場に係る水質汚濁防止法の適用の有無を記載すること。
 - (イ) 集排水路の設置
 - 集排水路の整備計画について、構造別に規模ごとの総延長を記載すること。
 - (ウ) 沈砂（澱）池の設置
 - a 処理施設の種類・構造ごとに、その数、貯砂容量及び表面積を記載すること。
なお、貯砂容量は施設そのものの容量ではなく、掃流現象による沈澱物の再懸濁を防止するための水深（1 m程度）を除去した容量であること。
 - b 処理方法は、自然沈降又は薬品沈降のいずれか該当する方に○印を付することとし、いずれにも該当しない場合は当該欄に方法名を記入すること。
 - c 薬品沈降の内容については、薬品沈降を行う際の使用薬品名と使用量を記載すること。
 - (エ) 汚濁水処理施設の設置
 - 排水処理装置については、装置の名称（シックナー、フィルタープレス等）、処理能力を記載すること。
 - (オ) 排出水の排出口別の水量及び水質
 - a 計画における排出口数を記載すること。
 - b 既存の排出口別の水量は、現状の排出口について記載すること。（新規採取の場合は記載の必要はない。）
排出口の位置を平面図に記号で表示し、通常時の排水量について記載のこと。
（水質汚濁防止法の適用がある場合には、水質の分析結果表等を添付すること。）
 - (カ) 沈澱物の処理方法

沈澱物の乾燥方法等の処理方法等について記載すること。

オ 脱水ケーキの処理

- (ア) 脱水ケーキ（脱水ケーキの処理土も含む）の発生の有無を記載し、有の場合は、物性を安定化するための措置を記載すること。
- (イ) 廃棄物処理場での処理の有無を記載すること。
- (ウ) たい積場所、たい積方法及び流出防止措置については、「5 (6) 廃土又は廃石のたい積処理」において説明すること。

カ 廃土又は廃石のたい積処理

一時たい積も含め廃土又は廃石のたい積場所、たい積の方法及び流出防止のための土留施設等並びに場内埋め戻しの方法、場外搬出の方法等を記載すること。

採石業の実施に伴う廃土又は廃石の処理は、採取計画樹立の上で欠くことのできない重要な問題であり、長期的な見通しのもとに、その処理を行うことが原則である。通常、廃土又は廃石は、これらを必要とする場所に転用することが望ましいが、実行に困難を来すことが多い。したがって、廃土又は廃石の処理不全による災害の発生防止のためだけでなく、採取計画の進ちょくに支障を生じる等の事態を回避するためにも、技術基準に基づき、場内外での一時たい積も含め、二重、三重の処理計画を樹立しておくことが必要である。

(ア) たい積場所

たい積場設置場所の状況は、「ア 採掘土場」から「コ その他」までのうち該当するものの記号を記載すること。また、「コ その他」の場合には、具体的に状況を記載すること。

なお、たい積場所はできるだけ河川の付近は避け、山崩れ、地すべり等の恐れがなく、かつ下流側の近くに人家及び公共施設がない場所とすること。

(イ) たい積方法

- a たい積方法の区分は、当該たい積が、一時たい積（たい積期間が当該申請の採取期間内のものをいう）か、長期たい積かにより、該当する方を○で囲むこと。
- b たい積の方法は、水平層状たい積、巻出したい積及び投下たい積のうち、該当する記号を記載すること（水平層状たい積を原則とする）。

(ウ) たい積の状況

たい積処理について、たい積場所ごとの構造及び、既たい積量、今回たい積量を記載すること。

(エ) 流出防止措置

- a たい積場の法尻には、土留施設（かん止堤、又はよう壁）を設けること。かん止堤とは、たい積土の崩壊若しくは流出を防止するために設ける堤状の構築物を指し、よう壁とは、同じ目的であるが、コンクリート、鉄筋コンクリート割積石、ブロック積等の構築物を指すものであること。
- b 必要に応じ場外排除施設、場内水排除施設、汚濁水処理施設を設置すること。
- c 安定計算を行い、その安全性を確認すること。
- d たい積場の法尻には、強度計算を行ったうえで土留施設（かん止堤、又はよう壁）を設けること。ただし、安定計算により、その安定性が確認された場合には、この限りではない。

(オ) 粉じん

粉じん災害防止のための措置の状況を記載すること。

(カ) 場外搬出の有無

たい積場所が当該申請区域外の場合は、その所在地を記載すること。

(キ) 場内埋戻し

- a 廃土又は廃石を使用し、場内の掘り下がり採掘跡地等に埋め戻す場合に記載すること。
- b 完了後の地盤の高さは、標高で記載のこと。
- c 埋戻しは原則として廃土又は廃石を優先的に使用すること。

キ 採取跡

終掘後の災害防止のための措置（計画）を採取跡地の利用計画も含め、採取切羽、採取場及び砕石プラントごとに記載すること。

また、採掘終了後（終了直後だけでなく）に宅地等として利用する計画の有無を記入すること。

なお、採取跡地の緑化は、災害の防止、地域環境の保全及び景観の保持等の観点から積極的に実施すること。

(注) (ア) 砕石用原石の採掘を目的とした採取場の切羽については、高さ20m以下ごとに2m以上の適切な幅を有する小段を設け、かつ残壁平均傾斜（斜面の頂上から最下底のトウ部に至る傾斜）が60度を越えないようにすること。（別表第2参照）

(イ) 石材用原石（切石・間知石等）の採掘を目的とした採取場の切羽については、高さ20m以下ごとに2m以上の適切な幅を有する小段を設け、平均傾斜が70度以下となるようにするものとする。（別表第2参照）

(ウ) 風化岩石（真砂等）の採取を目的とした採取場の切羽については、特に雨水等による掘削法面の洗掘防止の措置を講ずること。残壁の形状は、当該風化岩石の性状等に応じて決定することとするが、当面、高さ5m以下ごと2m以上の適切な幅を有する小段を設け、平均傾斜が35度以下とすること。（別表第2参照）

(6) 「6 岩石の賦存の状況」

採取区域及びその周辺の地質を説明すること。

(7) 「7 採取をする岩石の用途」

採取する岩石の用途（業態）を記載すること。

(8) 「8 添付図書の一覧表」

当該一覧表により、添付図書の有無を記載すること。

(9) 「9 使用土地目録」

採取場に係るすべての区域の各地番を大字、字ごとにまとめ、地番の若い順に整理番号を付して土地の登記事項証明書に従い、必要事項を記載すること。

(10) 申請書の記載及び提出に当たっては、次の点に注意すること。

ア ×印の欄は記入しないこと。

イ 申請年月日は、第9条に規定する事前協議完了後、申請書を提出する年月日とすること。

ウ 申請者の住所、氏名、名称、代表者氏名等並びに登録番号及び登録年月日は、採石業者登録通知書と同一のものとする。ただし、住所等に変更がある場合は、要綱第7条第1項の規定により速やかに登録事項変更届書（要綱様式第11号）を提出すること。

エ 申請書の不要の文字は抹消し、不要欄については、斜線を引くこと。

オ 記載欄に記載困難な場合は、別紙に記載し、当該欄には「別紙に記載」と記載す

ること。

カ 申請書及び添付図書の用語は統一すること。

2 申請書の提出部数は、原則として、正本1部、副本3部とするが、採取場の区域が二以上の市町にまたがる場合等は、必要に応じ副本を4部以上とする。

3 要綱第11条第3項に規定する申請書の添付図書は、次の各号に掲げるところにより、申請書に添付すること。

(1) 書面の場合

ア 原則として、添付図書の一覧表に記載の整理番号の順にまとめ、申請書に綴じること。

イ A4版より大きな書類は、申請書に綴じた封筒に入れること。

なお、当該書類が多数ある場合は、種類別にまとめ、それぞれ封筒に入れること。

ウ 封筒に入れた書類には「9 添付図書の一覧表」に基づく整理番号及び添付図書の名称並びに申請者名を記載すること。

(2) 図面の場合

前号(イ)及び(ウ)の規定により処理すること。

なお、図面は3枚程度1枚の封筒に入れることとし、封筒の表には「9 添付図書の一覧表」に基づく整理番号及び添付図書の名称を表示すること。

(申請書添付図書の作成要領)

第11条 要綱第11条第3項第1号から第16号までに規定する申請書の添付図書の作成要領は、次の各号に定めるところによる。

なお、添付図書のうち、技術的な事項は、原則として技術基準によることとする。

(1) 要綱第11条第3項第1号に規定する「岩石採取業務管理者監督計画書」(要綱様式第17号)の記載要領は、次に定めるところによる。

ア 「1 採取場の現場事務所及び業務管理者氏名」

(ア) 現場事務所について、その所在地、名称及び電話番号を記載すること。

現場事務所を置かない場合は、連絡先を記載すること。

(イ) 当該採取場を管理する業務管理者の住所、氏名及び業務管理者資格番号を記載し、申請者及び当該業務管理者に係る公益社団法人山口県採石協会の開催する「採石業務管理者講習会」受講者証の写しを添付すること。

(注) 当該申請者の業務管理者として登録されていない者又は他の採取場を管理する業務管理者となっている者(二箇所の採取場の管理が可能と認められる場合を除く。)は、当該採取場を管理する業務管理者とはなり得ないものであること。

イ 「2 採取場の現場従業員配置状況」

(ア) 役割と氏名

採取場において、採取に従事する者(申請者に係る本人、役員及び従業員)の氏名及び具体的役割を組織図により記載すること。

なお、従業員の数が多い場合は、各部門別に責任者を記載し、その他は、人数を記載してもよい。

(イ) 請負、委託等の状況

岩石の採取に係る業務を申請者以外の第三者に請負わせ又は委託する等により採石業を実施する場合は、当該第三者の氏名又は名称及び業務の内容を記載すること。

また、申請者以外の第三者からの発注により申請者が岩石の採取を行う場合は、

発注者の住所、氏名等を記載するものとする。ただし、第三者に請負わせ又は委託する等の業務が場外運搬のみの場合は、記載する必要はない。

ウ 「3 業務管理者の監督計画」

採取場操業時間、業務管理者の1日平均現場監督時間及び採取場の休日を記載すること。

エ 「4 監督上特に留意する事項」

(ア) 日常業務における留意事項

採取計画の遵守及び災害防止のため監督上特に留意する事項について記載すること。

(イ) 従事者に対する災害防止教育等の方法

従事者に対する採取計画の遵守及び災害防止教育等資質向上のための方法を記載すること。

(ウ) 災害発生時等の対策

災害が発生し、又は災害が発生するおそれが生じた場合の対策及び措置並びにその場合における緊急連絡体制について記載すること。

特に、緊急連絡体制については、県（産業政策課、土木〔建築〕事務所等）、市町、消防署及び警察署等への連絡体制とともに、申請者内部（代表者、業務管理者及び各部門責任者等）及び業界団体への連絡体制について記載すること。

(2) 要綱第11条第3項第2号に規定する「採取場で岩石の採取を行うことについて申請者が権原を有すること等を示す書面」とは、次に掲げる書面とする。

ア 採取場の土地の登記事項証明書（副本にはその写し）

なお、土地の登記事項証明書は、第10条第1項第9号の使用土地目録に記載の整理番号順に綴じること。

イ 採取場が申請者以外の第三者の所有地である場合は、岩石の採取に関する申請者と土地所有者との間の「契約書等」の写し又は土地所有者の「承諾書等」の写し。ただし、当該申請に係る採取期間中の申請者の採石権が設定登記されている場合は、当該契約書等の写しの添付は省略できる。

ウ 採取場の土地に他の権利（抵当権、根抵当権等）を有する者がいる場合には、その権利者の「承諾書」の写し。

エ 採取場の該当地番及び隣接する区域に係る地番・境界を示す図面（以下「地番境界図」という。）

オ 岩石の採取に伴い、採取場外の土地を廃土又は廃石たい積場、製品置場、災害防止施設（沈砂池等）等を使用する場合は、その土地についての前(ア)～(エ)に準じた図書。

(3) 要綱第11条第3項第3号の規定による「他の法令による許可等の処分（採石法以外の法令に基づく許可、認可その他の処分をいう。）に係る書面」とは、次に掲げる書面とする。

ア 他の法令による許可、認可等の処分を行った行政庁が交付した証明書又は許可書等の写し

イ 申請書提出時に、他の法令による許可、認可等の申請手続中であるものについては、その申請書等の写し

(4) 要綱第11条第3項第4号に規定する「資金計画書」（別記様式第4号）とは、採取計画に定められている、採取跡における災害の防止のための措置の実施に必要な工事費用と、その工事費用の確保の方法が記載されている書面とする。

(5) 要綱第11条第3項第6号に規定する「土量計算書」は、要綱第11条第3項第12号に規定する「実測縦断面図及び実測横断面図」を基に算出すること。

(6) 要綱第11条第3項第7号に規定する「流量計算書」は、次に掲げるところにより記載すること。

なお、能力計算、安定計算等は、基準、係数、公式等の根拠を明確にし、切捨て、切上げ、四捨五入等の端数処理方法は統一すること。

ア 集排水施設について、集水区域別に降雨水の流出量（10年確率による別表第3参照）を算出した書面、集排水施設別に通水能力を算出し（原則としてマニング方式による。）、安全性（安全率は1.2以上とする。）を検討した書面により構成すること。

イ 汚濁水の処理に関する施設について、集水区域別及び洗浄プラント等の流出土砂量を別表第4により算出した書面、汚濁水処理施設の表面積、貯砂（沈澱）能力、その他の処理能力（貯砂能力は4箇月分以上とする。）を算出し、安全性（安全率は1.2以上とする。）を検討した書面により構成すること。

(7) 要綱第11条第3項第8号に規定する「位置図」は、縮尺 $\frac{1}{50,000}$ の地形図（原則として、国土地理院発行のもの）に方位、縮尺、申請箇所の位置（朱書）及び廃土又は廃石の堆積場の位置を示したものとする。

(8) 要綱第11条第3項第9号に規定する「状況図」は、縮尺 $\frac{1}{5,000}$ 又は $\frac{1}{2,500}$ の図面に方位、縮尺及び以下の事項を記載したものとする。

ア 採取場、廃土又は廃石のたい積場、災害防止設備等及びその周辺300m程度の範囲内に存する河川、道路その他の公共の用に供する施設、家屋、その他の建物の位置及び農業用施設等

イ 現況切羽の位置

ウ 廃土又は廃石のたい積場の位置

エ 計画している災害防止設備（沈砂池等）の設置場所

オ 採取場から幹線道路（国道、県・市町道）まで及び廃土又は廃石のたい積場までの搬出経路

カ 採取場から公共用水域までの流出経路

キ 将来、拡張する計画がある場合には、その計画区域

(9) 要綱第11条第3項第10号に規定する「現況平面図及び計画平面図」は、次に掲げるところにより作成すること。

ア 実測により作成した縮尺 $\frac{1}{500}$ 又は $\frac{1}{1,000}$ の図面に方位、縮尺、測量年月日及び測量者名を表示すること。

イ 図に表示する範囲は、当該申請に係る採取場の境界から10m以上外側までの範囲とする。

ウ 国土交通省公共測量作業規定を参考にして、等高線、標高点、おう地、崩土、比高、雨裂、壁岩等について申請区域及びその周囲の地形が判別できるように作成し、併せて土石のたい積状況等の採取の参考となる事項についても表示説明し、凡例により明示のこと。

なお、現況平面図については、採取場の全体区域を、採取区域、保全区域及びその他の区域（作業場区域等）に区分し、それぞれ着色すること。

- エ 破碎・選別施設等の附属施設及び沈砂（淤）池等の災害防止施設並びに登坂道、製品及び廃土又は廃石のたい積場（一時たい積も含む。）等の現況及び計画について、それぞれ現況平面図及び計画平面図に表示すること。

なお、風化岩石の採取の場合を除いては、表土除去済みの区域を明らかにすること。

- オ 縦・横断面図で表示する箇所の縦断線及び横断線並びに測定番号を表示すること。
カ 採取場及び採取区域を明確にするために、境界確認を行った後に測量設置したプラスチック杭（容易に移動ができない物に明認方法を施したものを含む。以下同じ。）の位置及び番号を表示すること。

- キ 排出水の水質を検査するため取水した場所を現況平面図に表示すること。

- ク 現況平面図と計画平面図を同一の紙面に表示する場合は、図面の判読が容易な場合に限る。

- (10) 要綱第 1 1 条第 3 項第 1 1 号に規定する「求積図」は、原則として現況平面図と同一縮尺とし、申請区域全体及び前号(ウ)により区分けした区域（採取区域、保全区域、その他の区域）ごとの面積を求積した図面とする。

なお、求積の方法は座標求積又はプランメーター等によるものとする。

- (11) 要綱第 1 1 条第 3 項第 1 2 号に規定する「実測縦断面図及び実測横断面図」は、次に掲げるところにより作成すること。

- ア 実測により作成したものとし、水平方向及び垂直方向の縮尺は、実測平面図と同一の縮尺とし、測量年月日及び測量者名を記入すること。

- イ 図面に表示する範囲は、実測平面図と同一の範囲とすること。

- ウ 縦断箇所は、原則として採取区域の中心とすること。

なお、複雑な地形の場合は、地形が判読できるように複数箇所とすること。

- エ 横断面図の測点間距離は、原則として 20 m とすること。

- オ 採取区域、保全区域及び採取場の境界を記入すること。

- カ 申請時の地形、当該申請に係る採取期間における岩石採取（埋戻し、盛土を含む。）後の地盤面、基準線及び標高を記入すること。

- キ 縦断面図には、横断の測点、横断面図には、縦断の測点をそれぞれ記入すること。

- ク よう壁、その他の災害防止のための施設の設置位置を表示すること。

- (12) 要綱第 1 1 条第 3 項第 1 3 号に規定する「防災施設設計書（集排水施設、沈砂〔淤〕池等）」は、次に掲げるところにより記載すること。

- ア 「集排水施設設計書」は、素堀溝、U 字溝、ヒューム管、その他の集排水施設の構造図、集排水施設別の集水区域図を作成すること。

- イ 「沈砂（淤）池等の施設設計書」は、採取場内を經由して流出する汚濁水の処理に関する施設の設計書とし、沈砂（淤）池（槽）その他の汚濁水処理施設の構造図、沈砂（淤）池等への転落等防止のための防護柵等の設計図により構成すること。

なお、沈砂（淤）池の深さは、掃流現象等が起こることによって、沈淤物が再懸濁するおそれのない水深（1 m 程度）を確保し、これに沈淤物を底にたい積させるに必要な深さを加えた深さとする。

- (13) 要綱第 1 1 条第 3 項第 1 4 号に規定する「防災施設設計書（緑化計画書）」は、採取跡地の災害防止及び自然環境保全等のため、緑化の範囲、密度、植栽の方法、植種、植生後の維持管理の方法等について記載した書面並びに図面とする。

- (14) 要綱第 11 条第 3 項第 15 号に規定する「防災施設設計書（廃土又は廃石たい積場・付属施設設計書・強度計算書等）」は、次に掲げるところにより記載すること。

なお、能力計算、安定計算等は、基準、係数、公式等の根拠を明確にし、切捨て、切上げ、四捨五入等の端数処理方法は統一すること。

- ア 「廃土又は廃石たい積場（一時たい積も含む。以下同じ）設計書」は、たい積の方法を記載した図面、たい積容量についての説明書、土留施設の強度計算書及び設計図、並びにたい積場内へ流入するおそれのある水の排除施設（たい積場内からの排水施設も含む。）の設計図により構成すること。

なお、土留施設の有無にかかわらず、たい積場の安定計算書を添付すること。

- イ 「付属施設設計書」には、破碎選別及び洗浄施設その他の施設に関する騒音、粉じん、飛石災害の防止及び排水処理方法についての説明図面及び計算書により構成すること。

- (15) 要綱第 11 条第 3 項第 16 号に規定する「地番・境界を示す図面」には、地番の境界、字名及び地番並びに土地の所有者名、採取場、その他岩石採取に伴い使用する区域、地番の境界杭（既設のもの）の位置、方位、縮尺（実測平面図と同一とする。）を表示すること。

なお、法務局備え付け地籍図がある場合は、その写し、地籍図がない場合は、法務局備え付けの地図の写しを添付することとし、地図と現況の地番、境界が異なるとき又は山林等で地籍図及び地図がない場合は、隣接地主と境界確認後の地番境界図とし、当該隣接地主の境界確認書を添付すること。

- (16) 要綱第 11 条第 3 項第 17 号に規定する「図面又は書面」とは、次に掲げるものをいう。

- ア 搬出に際し、私道等を通行する場合は、当該私道の所有者又は管理者の同意書の写し

- イ 採取、運搬などについて自治会等との協定書、同意書等がある場合はその写し

- ウ 採取に伴い、他権益（鉱業権、漁業権、水利権等排他性のあるものに限る。）との調整を必要とする場合にあっては、当該権利者との協定書、契約書、覚書、承諾書等の写し

- エ 新規に岩石採取計画の申請を行う場合にあっては、申請区域の全景写真（申請区域〔全体区域、採取区域〕及び撮影年月日を表示するとともに、状況図又は現況平面図に写真を撮影した場所を記入）

（変更認可申請書等の記入要領等）

第 12 条 要綱第 19 条第 1 項に規定する「採取計画の変更認可申請書」（要綱様式第 22 号）の記入及び提出要領は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「1 採取計画の変更内容」の「従前の採取計画内容」欄には、認可を受けている採取計画の各事項のうち、変更しようとする事項名及び内容を記入し、「変更後の内容」欄には、当該変更をしようとする事項名及び内容に係る変更後の内容について記載すること。

なお、記載欄に記入が困難な場合は、別紙に当該申請書の様式に準じて記載し、当該記載欄には「別紙のとおり」と記入のこと。

- (2) 「2 変更の理由」欄には、当該変更を行う理由を記入すること。

- (3) 「3 認可を受けている岩石採取場の区域」欄には、当該採取計画を変更しようとする岩石採取場の区域を記入すること。

- (4) 当該変更認可申請書には、要綱第 19 条第 2 項の規定により、当該変更に係る図

書を添付すること。

(5) 第9条の規定は、変更認可申請に係る事前協議について準用する。

2 要綱第19条第1項ただし書きの規定による「採取計画変更届」（要綱様式第23号）の記載及び提出要領は、前項の規定を準用する。

（関係機関への意見聴取）

第13条 要綱第14条の規定により行う関係市町長及び関係機関への意見聴取は、原則として意見照会の日から14日以内に回答を求めるものとする。

（現地調査）

第14条 要綱第15条の規定による現地調査は、原則として前条の回答受理後に行うこととし、当該調査には、関係市町及び関係機関の担当職員の同行を求めるものとする。

第4章 採石災害防止重点期間

（採石災害防止重点期間）

第15条 採石災害の根絶並びに自然環境及び生活環境の保全のため、採石災害防止重点期間を設け、これを契機として採石業者による自主的な採石災害防止体制の確立を推進するとともに災害防止に関する意識の高揚を図るものとする。

2 県及び市町並びに採石業者は、別に定める要領に基づき、当該期間の趣旨の徹底を図るとともに災害防止施策を実施するものとする。

第5章 災害・苦情等の発生報告及び処理

（採石業者の報告義務）

第16条 要綱第27条第1項の規定により、採石業者（以下本章において「報告義務者」という。）が報告しなければならない災害、事故、苦情等（以下「災害等」という。）とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 岩石採取に付随して発生した、採石場内外における汚濁水・土砂等の流出、崩壊、陥没等の災害、事故
- (2) 採石場で発生した、全治1箇月以上と見込まれる労働災害（死亡災害を含む。）及び岩石採取とはかかわりのない人身事故（沈砂池等への転落等で実質的被害を伴わないものを含む。）
- (3) 採取した岩石の運搬に伴う交通事故（第三者が被害を受けた場合に限る。）
- (4) 排水、騒音、振動、粉じん、飛石、採石場の維持管理、道路又は水路の汚染等に関する地元住民、水利権者、漁業権者等（匿名も含む。）からの改善申し入れ、苦情等
- (5) 他の関係法令に基づく行政機関からの指導・処分等があったとき。
- (6) 火薬等の危険物の盗難紛失があったとき。
- (7) 前各号に規定する災害等の発生のおそれがあるとき。

（報告の相手方）

第17条 要綱第27条第1項の規定による報告は、知事（以下採石法を所管する「産業政策課長」という。）に対して行うほか、次の各号に掲げる関係機関等に対して、

それぞれ行うものとする。

- (1) 災害等の発生が所在する市町
 - (2) 災害等の発生を所管する県土木（建築）事務所
 - (3) 身体生命にかかわる被害が発生した場合は、当該地を管轄する消防署、警察署及び最寄りの医療機関
 - (4) 火薬の盗難等の刑事事件が発生した場合は、当該地を管轄する警察署
 - (5) 林地開発許可等の他法令による許可を受けている場合は、当該許可等をした行政機関
 - (6) 労働災害の場合は、当該地を管轄する労働基準監督署
 - (7) その他産業政策課長が指示した機関
- （報告の方法及び処理）

第18条 前二条に規定する報告は、災害等の発生後、速やかに電話により行うとともに、報告義務者は災害復旧、被害者の救済、二次災害の防止等の措置（以下「災害防止措置」という。）を自ら積極的に行わなければならない。

報告後、被害の拡大等状況の変化が生じた場合も同様とする。

- 2 報告義務者が、前項に規定する災害防止措置を行う場合において、当該報告義務者から協力を求められた採石業者及び採石業者の団体等は、当該措置の実施について積極的に協力するものとする。
- 3 前条の規定に基づき、報告義務者から報告を受けた関係機関等は、当該報告の内容及び他の方法により入手した災害等に係る情報を産業政策課長に通報するものとする。
- 4 産業政策課長は、第1項及び前項の報告を受けたとき又は他の方法により災害等の発生を知ったときは、報告義務者に対し、当面の対応等について必要な指示を行うとともに、必要に応じ、現地へ職員を派遣し、事後の対策等について関係機関と連絡調整を図り、災害等に対する措置が円滑に行われるよう努めるものとする。
- 5 産業政策課長は、必要があると認めるときは、報告義務者に対し法第33条の13の規定による緊急措置命令の措置を講ずるとともに、関係機関等に対し災害防止措置について協力を要請するものとする。
- 6 報告義務者は、災害等の緊急の対応措置完了後14日以内に当該災害等の状況及び措置の状況を災害等発生報告書（別記様式第5号）により産業政策課長へ報告するものとする。
状況の変化及び処理・解決等の遅延のおそれが生じた場合も同様とする。
- 7 報告義務者は、災害に対する処理が完了した場合には、速やかに災害等処理報告書（別記様式第6号）により産業政策課長へ報告するものとする。
- 8 産業政策課長は、前項の報告を受理したときは、必要に応じ職員に現地調査をさせ、災害等に対する処理が不十分と認められる場合は、報告義務者に対し必要な措置を命ずるものとする。
- 9 産業政策課長は、当該災害等の類似災害等の再発のおそれがあると認めるときは、法第33条の9に基づく認可採取計画の変更命令及び法第33条の13の規定に基づく緊急措置命令等の措置を講ずるものとする。

（市町長の要請）

第19条 産業政策課長は、市町長から法第33条の14の規定による要請を受けたときは、必要に応じ法第33条の9又は法第33条の13の規定による措置を講ずるものとする。

第6章 指示及び命令

(指示)

第20条 採石業者は、産業政策課長及び産業政策課長の命を受けた職員が採石業者に対し、法の円滑な施行のため必要と認めて行う指示に従わなければならない。

2 前項の指示は、原則として指示書（別記様式第7号）により行うものとする。

3 産業政策課長は、第1項の指示を受けた採石業者が当該指示を履行しないときは、必要に応じ、当該採石業者及び第8条の規定による保証人から事情を聴取し、当該採石業者に対し文書（別記様式第8号）により再度その履行を指示するものとする。

4 産業政策課長は、採石業者が前項の指示を履行しないときは、要綱第20条（変更命令）、要綱第22条（緊急措置命令及び災害防止措置命令）及び要綱第23条（跡地災害防止命令）等の規定に照らし、当該採石業者に対し、指示事項の履行について命令することができる。

5 産業政策課長は、災害等の防止のため緊急の必要があると認めるときは、前4項の規定に基づく指示を行わず、直ちに要綱第22条の規定に基づく緊急措置命令の措置を講ずることができる。

(変更命令)

第21条 要綱第20条の規定に基づく変更命令は、原則として現地調査を実施の上、行うものとする。

2 前項の変更命令を行った場合は、関係市町長及び関係機関に対し、文書（別記様式第9号）により通報するものとする。

(緊急措置命令)

第22条 要綱第22条の規定に基づく緊急措置命令は、原則として現地調査を実施の上、行うものとする。

2 前条第2項の規定は、緊急措置命令について準用する。

(災害防止措置命令)

第23条 要綱第22条の規定に基づく災害防止措置命令は、原則として現地調査を実施の上、行うものとする。

2 第21条第2項の規定は、災害防止措置命令について準用する。

(跡地防災命令)

第24条 要綱第23条の規定に基づく跡地災害防止命令は、原則として現地調査を実施の上、行うものとする。

2 第21条第2項の規定は、跡地災害防止命令について準用する。

(命令の履行の確認)

第25条 前4条の規定による命令の履行の確認は、変更命令にあつては、岩石採取計画の変更認可申請書の受理により、その他の命令にあつては報告書受理後に行う現地調査により行うものとする。

2 産業政策課長は、変更命令及び緊急措置命令の違反者に対し、法第33条の12及び法第34条の4の規定に基づき、認可の取り消し又は6箇月以内の期限を定めて、その認可に係る岩石の採取の停止を命ずることができる。

第7章 雑 則

(国等に対する適用)

第26条 要綱第26条の規定による協議については、要綱第15条に規定する現地調査を省略することができる。

(特別措置)

第27条 特別の事情によりこの要領の規定によることができない場合又はこの要領の規定によることが著しく不適當であると認められる場合は、別に知事が定めるところにより、別段の取り扱いをすることができる。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成12年4月1日から施行する。

(山口県採石法施行事務処理要領の廃止)

2 山口県採石法施行事務処理要領(昭和61年4月1日制定)は、廃止する。

(施行期日)

3 この要領は、平成14年5月1日から施行する。

(施行期日)

4 この要領は、平成15年5月1日から施行する。

(施行期日)

5 この要領は、平成16年4月1日から施行する。

(施行期日)

6 この要領は、平成18年7月1日から施行する。

(施行期日)

7 この要領は、平成22年4月1日から施行する。

(施行期日)

8 この要領は、平成23年3月15日から施行する。

(施行期日)

9 この要領は、平成24年4月1日から施行する。

(施行期日)

10 この要領は、平成26年4月1日から施行する。

(施行期日)

11 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

(施行期日)

12 この要領は、令和2年11月1日から施行する。